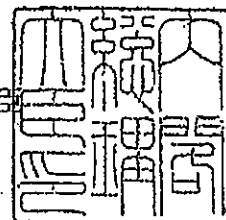


府管 第74号-2
平成19年7月9日

会計検査院長 殿

内閣総理大臣



定期的に作成される行政文書の移管について（通知）

平成19年6月6日府管第74号により協議した標記については、別紙のとおり包括的合意に達したので通知します。

定期的に作成される行政文書の移管について

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日内閣総理大臣会計検査院長申合せ）を実施するため、毎年又は隔年等に定期的に作成される行政文書のうち下記のものについて会計検査院長から移管を受けることとする。

なお、移管を受ける行政文書の作成過程に関する文書等関連する文書で重要なものは、引き続き移管を受けることとする。

記

- 1 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）を実施するため、定期的に作成される行政文書のうち各行政機関の長から移管を受けることとしたもののうち、会計検査院に該当するもの
- 2 決算検査報告